

よくある質問（FAQ）

【1 制度に関すること】

Q1-1 他の補助との併用はできますか？

A 「久留米市中小企業止水板等設置事業費補助金」との併用はできません。また、国、県又は市の他の制度から補助金等の交付を受ける場合は本制度の対象外となります。
例 店舗、事務所等との併用住宅の場合
⇒ 主たる浸水対策が居住部分の場合は対象となります。

Q1-2 平成25～令和7年度に、住宅リフォーム助成制度を活用して補助金の交付を受けましたが、また補助金の交付を受けることはできますか？

A 可能です。
ただし、防災力向上支援の補助金の交付は、同一の住宅について1回限りとなります。

Q1-3 施工業者と既に契約している場合は補助対象となりますか？

A 対象となりません。
補助金の交付決定を受けた日以降に契約及び着工した工事のみが対象です。必ず事前申請を行ってください。

【2 申請に関すること】

Q2-1 先着順ですか、それとも抽選ですか？

A 書類がそろった方からの先着順となります。
なお、交付決定額が予算額に達した時点で終了となります。

Q2-2 申請者の要件はありますか？

A 補助対象となる住宅に居住する方で、リフォーム工事の契約者が、申請者となります。（※ 見積書、領収書の宛名は申請者と同一であること。）

Q2-3 交付申請書等の様式は、どこで配布していますか？

A 市役所13階の住宅政策課、各総合支所、市民センターで配布しています。
また、市ホームページからもダウンロードできます。

Q2-4 申請書は郵送で提出できますか？

A 申請時に書類の原本確認や聞き取り等がありますので、市役所13階住宅政策課の窓口に直接提出をしてください。

Q2-5 申請者と住宅の名義人が違う場合、補助の対象となりますか？

A 対象となります。ただし、賃貸住宅の場合は、家主の承諾書が必要となります。

Q2-6 申請書は申請者本人以外の者でも提出できますか？

A 補助対象となる住宅に居住する申請者のご家族も提出が可能です。施工業者など、ご家族以外の方が代理申請する場合は、委任状の提出が必要となります。

Q2-7 補助金交付申請から工事を開始できるまで、どれくらいの期間がかかりますか？

A 審査には、2週間ほど時間をいただきます。

Q2-8 補助金の申請手続きの流れは、どのようになりますか？

A 契約及び工事着手前に申請書と必要書類を窓口に出します。その後、市で審査を行い、補助金交付決定通知書がお手元に届いたら工事着手が可能となります。
工事が終了しましたら、実績報告書と必要書類を提出していただき、審査の後、交付金額を確定し補助金の交付となります。
なお、実績報告書の提出をいただいて、約1ヶ月後に補助金を指定の口座に振り込みます。

Q2-9 実績報告はいつまでに提出すればいいですか？

A 実績報告は、工事完了後、補助金の交付決定のあった年度の2月末日までに速やかに、提出してください。

Q2-10 補助金の交付決定後に工事内容を変更した場合、変更の手続きは必要ですか？

A 変更の手続きが必要な場合がありますのでご連絡ください。変更申請時に変更後の見積書の写し、変更後の工事部分の写真（施工前）などの必要な書類を添付して提出してください。

Q2-11 交付決定後に工事を中止した場合、手続きは必要ですか？

A 中止の手続きが必要です。変更申請書を提出してください。

Q2-12 工事後に値引きがあり、全体工事費が当初の見積額から減額した場合、どうすればいいですか？

A 対象工事費が減額となった場合は、補助金も減額になる場合がありますので、手続きについて、住宅政策課（0942-30-9139）にお尋ねください。

【3 必要書類に関すること】

Q3-1 押印は必要ですか？

A 令和6年度から、押印は不要となりました（委任状は自署もしくは記名押印）。

Q3-2 どのような写真を貼付すればいいですか？

A 申請時は、工事を行う箇所の施工前の写真、実績報告は、施工中・施工後の写真を提出してください。

また、住宅の浸水被害の状況を踏まえ、浸水被害の防止または軽減を図る工事であることを補助対象としていますので、スケール等をあてるなどして撮影してください。

Q3-3 見積書はどのようなものが必要ですか？

A 工事毎に金額の内訳が分かるものが必要です。また、施工業者の名称・所在地（市内に限る）・電話番号の記載が必要です。

Q3-4 構造図（仕様書、カタログ等）は、どのような内容のものですか？

A 製品の構造が分かる図面又は仕様書若しくは商品名、品番、寸法、材質、性能等明記されたカタログ等で製品の構造が分かるものを提出してください。

Q3-5 マンション管理組合が申請する場合、必要な書類は？

A 図面などのほかに、区分所有者の合意があることを確認できる書類（管理組合の総会決議書など）、「役員等調書及び照会承諾書」をご提出いただきます。

【4 対象となる住宅について】

Q4-1 住居が賃貸住宅の場合は対象となりますか？

A 戸建ての賃貸住宅は補助対象となりますが、賃貸の共同住宅は対象となりません。
なお、戸建て住宅の場合は、家主からの工事承諾書が必要となります。

Q4-2 住居が分譲マンションの場合は対象となりますか？

A 共用部分の場合
共用部分は対象となります。
ただし、区分所有者の合意のもと、管理組合等による申請が必要です。
専用部分の場合
専用部分は対象となります。
ただし、工事に関して管理組合等の同意が必要です。

Q4-3 分譲マンションの専用部分とは、どのような箇所ですか？

A それぞれのマンションの管理規約等に違いがあるため、管理組合等へ確認してください。

Q4-4 店舗、事務所、会社等は補助対象となりますか？

A 対象となりません。「久留米市中小企業止水板等設置事業費補助金」が活用できる可能性がありますので、商工政策課（0942-30-9133）にお尋ねください。

Q4-5 店舗併用住宅の住宅部分は対象となりますか？

A 店舗と併用している住宅の場合、主たる浸水対策工事が居住部分の場合は、対象となります。ただし、「久留米市中小企業止水板等設置事業費補助金」との併用はできません。

Q4-6 住宅を購入しリフォームした後に住もうと考えているが、補助の対象となりますか？

A 現に住宅に居住していることが条件となるため、対象となりません。

【5 対象工事に関すること】

Q5-1 どのような工事が補助対象となりますか？

A 住宅および住宅敷地の開口部への止水板の設置工事及びこれらに伴う附帯工事で、住宅の浸水被害の状況を踏まえ、浸水被害の防止または軽減を図る工事が対象です。工事内容については、「対象工事の内容」をご覧ください。

Q5-2 自分で工事を行った場合、補助の対象となりますか？

A 対象となりません。市内業者に発注する工事が補助の対象となります。

Q5-3 簡易な止水板の購入費のみは対象となりますか？

A 止水板の購入のみで工事を伴わない場合は、対象となりません。

Q5-4 駐車場の浸水対策工事は対象となりますか？

A 駐車場の浸水対策は対象となりません。ただし、建物への浸水を防止、軽減するために駐車場に止水板等を設置する必要がある場合には、対象となります。

Q5-5 住宅の浸水被害の状況を踏まえ、浸水被害の防止または軽減を図る工事とは？

A 住宅敷地や建物などの状況で異なりますが、玄関のほか建物の開口部に止水板を設置することで、建物への浸水を防止する工事や、住宅敷地の開口部に止水板を設置することで、過去の浸水高を軽減（床上浸水⇒床下浸水）させる工事を対象としています。

Q5-6 補助対象となる止水板はどのようなものですか？

- A 止水板として一般に販売され、性能保証されている製品、もしくは下記を満たす特注品（製品以外）です。
- ・止水板の材質が金属製であること。
 - ・脱着式であり、壁、床等に設置した支柱やレール等により固定できること。
 - ・支柱やレール等を設置するための工事を伴うこと。
 - ・止水板設置による止水高さは、概ね0.6mを確保すること。

Q5-7 諸経費は対象となりますか？

- A 対象となりません。ただし、補助対象工事のみに係る諸経費ということが見積書で確認できれば対象となります。

Q5-8 見積書に値引きが書かれていますが、どのようになりますか？

- A 見積書に値引きが記載されていれば補助対象工事費からその全額を減額します。ただし、補助対象工事費以外から値引きされていることが見積書で明らかな場合には減額しません。

【6 施工業者について】

Q6-1 市外の施工業者（市内に本店・支店等がない）に工事発注した場合、補助対象となりますか？

- A 対象となりません。

Q6-2 市内の施工業者には個人も含まれますか？

- A 市内にお住まいの大工さんや工務店などの個人事業主も含まれます。

Q6-3 久留米市内に営業所はあるが、見積書・領収書に営業所の住所が記入されない場合はどうすればいいですか？

- A 税収納推進課が発行する『事業所証明書』を添付していただき、市内に営業所があることが確認できれば、市内の業者であるとみなします。

Q6-4 工事によって2つ以上の業者に工事発注する場合は、対象となりますか？

- A 対象となります。その場合、それぞれの業者の見積書が必要になり、申請書にはそれぞれの業者の名称・所在地・連絡先を記入してください。